



豊 監 査 第 3 0 2 号

令和 6 年 (2024 年) 8 月 2 3 日

豊中市長 長 内 繁 樹 様

豊中市監査委員	岸 本 康 孝
同	清 水 聖 子
同	中 川 隆 弘
同	横 尾 しずか

令和 5 年度健全化判断比率及び
資金不足比率の審査意見の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項に規定する令和 5 年度健全化判断比率及び同法第 2 2 条第 1 項に規定する資金不足比率を審査したので、その結果について次のとおり意見を提出する。

令和5年度（2023年度）健全化判断比率及び資金不足比率の審査意見書

第1 豊中市監査基準に関する規程への準拠

豊中市監査基準に関する規程(令和2年豊監告示第1号)に準拠し、審査を行った。

第2 審査の種類

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)第3条第1項及び第22条第1項に規定された健全化判断比率及び資金不足比率審査

第3 審査の対象

令和5年度 豊中市一般会計、特別会計決算及び各公営企業会計の決算に基づく、健全化判断比率(実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率)及び資金不足比率並びにこれらの算定の基礎となる事項を記載した書類

第4 審査の期間

令和6年8月2日から同年8月19日まで

第5 審査の着眼点

健全化判断比率及び資金不足比率並びにこれらの算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ正確であること。

第6 審査の実施内容

健全化判断比率及び資金不足比率並びにこれらの算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ正確であるかどうかを検証するため、決算諸表その他の帳簿及び根拠資料との照合等を行い、その適否を審査した。

第7 審査の結果

第1から第6までの記載事項のとおり審査した限り、重要な点において、健全化判断比率及び資金不足比率並びにこれらの算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ正確であることが認められた。

各比率は次のとおりである。

記

1 健全化判断比率

(単位：%)

	令和5年度決算	早期健全化基準
実質赤字比率	—	11.25
連結実質赤字比率	—	16.25
実質公債費比率	2.2	25.0
将来負担比率	—	350.0

※実質赤字比率、連結実質赤字比率及び将来負担比率については、赤字額等がないため、それぞれ「—」と表示しています。

2 資金不足比率

(単位：%)

	令和5年度決算	経営健全化基準
病院事業会計	—	20.0
水道事業会計	—	20.0
公共下水道事業会計	—	20.0

※資金不足比率については、資金不足額がないため、それぞれ「—」と表示しています。